

香川県国民健康保険運営協議会の設置

概要

- 平成27年5月の国民健康保険法の改正により、都道府県及び市町村のそれぞれに、国民健康保険事業の運営に関する事項について審議する場である協議会を設置することとされ、本県では、平成28年度に「香川県国民健康保険運営協議会」を設置

主な審議事項

- 国民健康保険事業費納付金の徴収
- 国民健康保険運営方針の作成
- その他の重要事項

委員の構成等

- 被保険者代表 3名
- 保険医又は保険薬剤師代表 3名
- 公益代表 3名
- 被用者保険代表 2名
- 任期は3年（ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間）

協議会の運営

- 協議会の会長は、公益代表の中から選挙により選出（第3条第1項）
- 協議会の会議は会長が招集する（第4条第1項）
- 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない（第4条第2項）
- 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる（第4条第3項）
- 協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める（第5条）

※協議会の運営に関する事項及び委員定数は、香川県条例で規定